

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ふじかわちよう	ふりがな	ふじかわちようのうそんちくかっせいかけいかく
計画主体名	富士川町	活性化計画名	富士川町農村地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和6年度 令和3年度～令和3年度	総事業費(交付金)	341,249千円(147,113千円)
活性化計画目標	定住の促進 地域産物の販売額の増加 50,465千円増加 交流人口の増加 19,449人の増加 加工品新商品開発数 年間1品目の新商品開発	事業活用活性化計画目標	山村活性化の促進 地域産物の販売額の増加 50,465千円増加 交流人口の増加 19,449人の増加 加工品新商品開発数 年間1品目の新商品開発

計画主体 確認の日付	令和3年2月15日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	-----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		本計画は、施設の整備により地域産物の販売促進、交流人口の増加、加工品新商品開発に寄与することで、定住の促進を目的としており、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		事業活用活性化計画目標及び評価指標は、目標達成に必要な利用計画によって見込まれる効果を踏まえたものであり、 地域産物の販売額の増加 50,465千円増加

				<p>交流人口の増加 19,449人の増加</p> <p>加工品新商品開発数 年間1品目の新商品開発</p> <p>とし、定住促進対策型を主な目的として設定しており、交付対象事業を農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設、農林漁業・農山漁村体験施設の整備としているため、妥当と言える。</p>
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標いずれにおいても定住促進を目的としたものであり整合性がとれている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新規での申請であるため、改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		町総合計画（H30-R07）において特産品の開発及び高付加価値化や道の駅等との連携強化による農林業の振興が位置づけられている。このため山村活性化の促進を目指す本計画と関連性があり連携が図られている。また、令和2年9月に策定した町第2次総合戦略の中にも道の駅富士川の加工所の整備が計画されている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		<p>農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設については、(株)富士川取締役会において活性化計画及び事業実施計画の基となる事業の了承を得たうえで、道の駅富士川にこれまで農産物を提供していただいている農業生産者などに、農産物納入の折などに事業内容の説明を行っている。</p> <p>農林漁業・農山漁村体験施設については、増穂西小学校跡地の利活用について、町からの提案を受け令和2年3月から平林活性化組合において検討されてきた。</p> <p>令和2年12月4日～11日に行われた定例議会において各施設の整備内容の説明を行っており、内容については議会広報誌で全世帯への配布、富士川町ホームページへの掲載を行っている。</p> <p>また、議会の内容は、地元ケーブルテレビで放映されている。</p>

	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		道の駅富士川で働く(株)富士川の大半の女性は町内在住者でありまた、平林活性化組合が運営しているみさき耕舎においても全員が女性である。各施設について以下のとおり説明会を行い、女性スタッフの意見を取り入れている。 農林水産物処理加工施設 R02 6/10、8/26、9/2、11/5、11/25、12/9 実施 地域連携販売力強化施設 R02 1/29、4/7、9/9 実施 農林漁業・農山漁村体験施設 R02 3/28、11/7、11/29 実施
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		地域住民、(株)富士川、平林活性化組合及び県関係機関との連携体制は確立され、事業導入後の事業展開に向けて町、農業団体、町観光物産協会を中心に推進体制が確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		山村活性化の促進を図るために、青柳町地区に農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設を整備、平林地区に農林漁業・農山漁村体験施設を整備することによって、地域産物の販売額の増加、交流人口の増加、加工品新商品開発による地域振興を図っていく。活性化計画目標、事業活用活性化計画目標がともに定住促進対策型を主な目的として設定し、事業目的との整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	-		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		活性化計画期間は令和3年度から令和6年度の4年、事業実施期間は令和3年度の1年であり、基本方針及び要綱で原則としている範囲内であるため適正である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		⑰農林水産物処理加工施設については、実施設計完了後の7月上旬に都市計画法の42条申請の手続き、建築基準法に関する確認申請を実施する予定である。⑳地域連携販売力強化施設については、実施設計完了後の7月上旬に建築基準法に関する確認申請を

				実施する予定である。㉔農林漁業・農山漁村体験施設については、実施設計完了後の7月上旬に建築基準法に関する確認申請を実施する予定である。 峡南建設事務所に確認済み。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	<input type="radio"/>		総事業費 341,249,480円 交付要望額 147,113,000円 交付限度額 交付対象事業費 294,226,000円×交付額算定交付率1/2=147,113,000円>交付要望額 147,113,000円であり、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	<input type="radio"/>		活性化計画区域については、富士川町内に市街地区域はない。また、用途地域を除いた区域を設定しているため適切である。 富士川町の農林地は全体の83.1%を占めており、農林漁業従事者数は全就業者数の4.1%を占めている。 ・農林地面積=9,307/11,200×100=83.1% ・農林漁業従事者数=312/7,593×100=4.1%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	<input type="radio"/>		今回、新規に取り組む事業であり、自力もしくは他の助成によるものを切り替えて実施する事業ではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	<input type="radio"/>		建築士に依頼し、建築基準法や同施行令に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保している。また、実施設計及び施工監理については、別途監理委託業務を行い、検査体制を確保する予定である。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉔の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の木材利活用促進施設、㉖の地域資源活用交流	<input type="radio"/>		㉗地域連携販売力強化施設については、木造の耐火建築物ではコストが掛かること、木造の耐火構造は、木材に石膏ボードを巻く

	<p>促進施設、⑳の地域連携販売力強化施設、㉑の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉒の教養文化・知識習得施設、㉓の地域資源活用起業支援施設及び㉔の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			<p>必要があり室内が狭くなることから、既存の建物にならない鉄骨造平屋建て（耐火建築物）とした。なお、内装の木質化については積極的に取り組む。</p> <p>㉑農林漁業・農山漁村体験施設については、木造で整備をする。</p>
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	○		<p>㉒農林水産物処理加工施設は鉄骨造平屋建て、㉓地域連携販売力強化施設については、鉄骨造平屋建て（耐火建築物）であるため該当しない。</p> <p>㉑農林漁業・農山漁村体験施設については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっている事を建築士に確認した。</p>
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	○		<p>㉓の地域連携販売力強化施設の整備内容は既存の道の駅富士川の施設の改築であるが、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としていない。</p>
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	○		<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）により、㉒農林水産物処理加工施設は50年、㉓地域連携販売力強化施設41年、㉑農林漁業・農山漁村体験施設22年、屋外トイレ・手洗い場については、24年、電気設備工事15年、給排水設備及び衛生設備工事15年、空調設備工事13年、外構工事を15年としたため、いずれの場合も耐用年数が5年以上である。また対象となる備品においても5年以上のものであるため適正である。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			

	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○		農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領により算出した。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		算定結果は、2.16であり、1.0以上となっているため適正である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		事業主体は富士川町であり、富士川町は、特定農山漁村地域に全域指定されていることから要件を満たしている。⑰農林水産物処理加工施設、⑳地域連携販売力強化施設は、定住促進型の事業として実施、㉑農林漁業・農山漁村体験施設については、交流促進型事業を目的として整備するものであり、いずれの施設の整備も実施要綱等に定める要件等を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		富士川町が事業主体となって施設を整備し、完成後は、いずれの施設も指定管理による運営、管理を行う予定であるため、個人に対する交付ではなく目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		平成29年度から令和元年度の決算実績を踏まえ、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから決算見込みを算出して、施設完成後における効果として入込客数や金額を算出しているため見通しは適正である。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		道の駅富士川においては、隣接（南アルプス市 約12km、身延町 約20km）に類似施設があるが、町の特色を活かし、ここでしか購入できない地域農産物を使った商品を開発していくことで類似施設との差別化を図るため、競合の恐れはない。 農林漁業・農山漁村体験施設においては、隣接（南アルプス市 約9.2km）には、類似施設があるが、それ以外に類似施設が近隣に

			はない。また、新型コロナウイルス感染症の影響により田舎暮らしや農業体験を行ってみたいという需要は、今後も高まっていくものと考えられるため、むしろ相乗効果が期待できる。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設については既設の道の駅富士川でのH29～R01の販売実績、入込客数を参考に、農林漁業・農山漁村体験施設については既設の農業体験施設「みさき耕舎」と連携した農業体験を行う施設のため、H29～R01のみさき耕舎での販売実績、入込客数を参考に検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		農林水産物処理加工施設、地域連携販売力強化施設に設置場所については、農産物を提供から加工、販売までを一貫して行え、整備スペースも充分確保でき、道の駅富士川の過去の実績から集客が見込めることから、敷地内に整備することとした。 農林漁業・農山漁村体験施設については既設の農業体験施設「みさき耕舎」と連携した農業体験を行う施設として、屋外トイレと手洗い場の整備を予定している。地域住民との交流の場所、また平林地区の地域資源を活用した一体の取り組みとして、既存の施設との連携を考えているため適切である。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		利用計画の中で、以下の点について経営戦略を検討しており適正である。 ⑰農林水産物処理加工施設 生産の効率化を図り、地域農産物を活用した加工品新商品開発に取り組む。 ⑳地域連携販売力強化施設 ブランド力を高めた新規事業として、農産物・棚田米・卵を使ったバウムクーヘンを加工風景を魅（み）せて売り、地域農産物に付加価値をつけ、農業所得向上、SNSを活用した販売商品でターゲット層の掘り起しを行う。

				<p>㉔農林漁業・農山漁村体験施設</p> <p>増穂西小学校跡地の活用策として、みさき耕舎と連携した農業体験、棚田オーナー制度等と連携した事業を行い、棚田や富士山の情景などの農山村の原風景を体感してもらい、この地区の住民との交流を図っていく。</p>
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		<p>施設運営委員会は設置していないが、本事業を計画するにあたって、(株)富士川と平林活性化組合の従業員の打合せ会を開催し、女性従業員についても今回整備する内容について、意見など聴き取り参画していただき、以下の内容を利用計画に反映している。また、本事業整備後も従業員として関わっていく予定である。</p>
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		<p>利用計画に沿って整備する施設等の規模・能力が必要最低限の整備であり、土木建築積算基準等（積算資料、建設物価、建築コスト情報、建設施工単価）により適切に積算しているため過大ではない。</p>
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		<p>⑰農林水産物処理加工施設、⑳地域連携販売力強化施設は、必要最小限の設備にとどめ、建設整備コストの低減に努めた。</p> <p>㉔農林漁業・農山漁村体験施設</p> <p>建物の形状をシンプルにして、材料や手間の無駄を省いた。外壁は、乾式工法（サイディング貼）を採用し、工期短縮を図っている。</p>
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		<p>附帯施設については、当該施設を整備するにあたり必要最低限とし、⑰農林水産物処理加工施設及び㉔農林漁業・農山漁村体験施設に必要な駐車場の整備であるため汎用性の高いものではない。</p>
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		<p>備品として整備する厨房機器及びバウムクーヘンを製造する機械は、業務用のもので地域連携販売力強化施設以外の利用はなく、汎用性の高いものではなく適正である。</p>

2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	<p>⑰農林水産物処理加工施設及び⑳地域連携販売力強化施設は、道の駅富士川の施設敷地内に整備するため、商品販売における搬出・販売ロスが大幅に改善できる。また、同施設は、中部横断自動車道からもPAとして乗り入れることができ、県外からの来客者が多いことから高い集客効果が期待できる。</p> <p>㉑農林漁業・農山漁村体験施設は、旧増穂西小学校の跡地への整備であり、平林地区のほぼ中心に位置し、運動会や盆踊りといった地区住民の多くが参加するイベント等を行っており、拠点となる条件を備えている。また、平林地区は傾斜地が多い中、学校跡地ということもあり、比較的広く平地が確保できることから交流場所として適している。そのため、この学校跡地に農業体験を行う施設として屋外トイレと手洗い場、宿泊施設の整備を予定している。</p> <p>以上のことから、いずれも適正と判断した。</p>
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	○	<p>施設用地については、道の駅富士川敷地内及び旧増穂西小学校跡地であり、いずれも富士川町所有の土地である。また、旧増穂西小学校については、令和2年度末までに取り壊す予定であるため施設用地は確保されている。</p>
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	○	<p>農業体験宿泊施設においては、実施要領の基準を満たすとともに、地区住民からの要望もある。また、農業体験に制限ができてしまうことから、幅広い体験に対応するために宿泊機能が必要であり、必要性は十分に検討している。</p> <p>実施要領第8の2(19)の判断根拠としては、以下のとおりである。</p> <p>イ.年間を通じての宿泊施設がない地区であるため、農業体験を通して都市と農山漁村との交流の推進に必要な施設である。</p> <p>ウ.戸建てであり、家族や仲間など集団での利用形態を想定している。</p>

				エ. 4戸（10部屋以下）である。
2-14	<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p> <p>実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか</p> <p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）</p> <p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）</p>	○	○	<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に該当する上限事業費の基準はなく、町内の他の類似施設（交流センター塩の華H14完成）の整備費415.9千円/㎡（153,510千円/369.1㎡）と照らしても適正である。</p> <p>農林水産物処理加工施設 170,474円/389㎡=438.2千円/㎡</p>
		○		<p>整備する施設の延べ床面積はそれぞれ以下のとおりであり、合計面積が826.56㎡であるため、整備する施設の延べ床面積は、1,500㎡以内で適正である。</p> <p>⑰農林水産物処理加工施設 389㎡ ⑳地域連携販売力強化施設 242.16㎡ ㉑農林漁業・農山漁村体験施設 195.4㎡</p>
		○		<p>㉒地域連携販売力強化施設 交付要望額 35,113,000円 上限事業費 242.16㎡×290,000円×1/2=35,113,200円≧交付要望額</p> <p>㉓農林漁業・農山漁村体験施設 交付要望額 28,333,000円 上限事業費 195.4㎡×290,000円×1/2=28,333,000円≧交付要望額</p> <p>であるため適正である。 なお、上限事業費を超える部分については、町が負担する。</p>
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>			

	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○		バウムクーヘンは、さまざまなバリエーションが考えられ、原材料として平林・春米地区の棚田米を原料とした米粉を使ったものや穂積地区特産品のゆず、町内産の果物を原料として使用する予定であり、原材料を仕入れるうえで、各地域の農家、平林活性化組合、日出づる里活性化組合（穂積地区の地域活性化団体）との連携を行い安定した農産物が供給できるように取り組む。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○		道の駅富士川に整備する地域連携販売力強化施設は、バウムクーヘンの材料として、地元で収穫された棚田米の米粉や農産物を使うことにより、更なる付加価値を付け、定番となりうる新商品の開発を行っていく施設であるため、生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○		道の駅富士川は、通年で営業する施設であり、整備する加工所も同様に営業する予定である。また、新規事業のため新たな雇用を生み、継続的な雇用と所得を生み出す施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		地域農産物を加工し付加価値をつけて販売するため、6次産業化の促進に寄与する施設である。また、加工や販売には女性スタッフを積極的に雇用する予定である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		本事業については、町の政策課題に位置づけており、事業主体の負担については、起債計画に関し、庁内で関係部署と十分検討調整を行っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		本町では、1億円未満の工事などは、県内や町内の中小企業に積極的に受注してもらうために「指名競争入札事務処理要領」を定めているため、事業費1億円未満の工事については、指名競争入札に付す予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		いずれの事業においても指定管理によって運営していく予定である。また、一定額以上の施設修繕については富士川町が負担する

				予定である。今回整備した施設の管理・運営が適正にできるように必要な条例などの制定、改正及び指定管理における協定書の変更を予定している。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		各施設とも収支計画を策定した。事業費が5,000万円以上であるため経営診断を受け、適正であると診断されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—		該当なし
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		農産物の安定的供給体制の構築を図るための大規模化や生産体制の効率化を図り、産地競争力の強化に資する取組ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。